

制定：2013年3月14日

改定：2022年3月31日

一般社団法人工学院大学校友会 体育会連合OB・OG会規則 **(案)**

第1章 総 則

(通則)

第1条

この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という）の定款第4条の規定に基づきその組織及び運営について定める。

(名称および事務所の所在地)

第2条

一般社団法人工学院大学校友会体育会連合OB・OG会（以下「本会」という）と称する。

(会の運営方針)

第3条

本会は、校友会の運営方針に従い、体育会連合OB・OG会単位での諸活動を行うことを目的とする。

第2章 事業

(目的及び事業)

第4条

本会の目的及び事業は、校友会の定款第5条及び第6条に定めたものとする。

2 本会の目的は、校友会ならびに学園の発展に寄与し、併せて会員の親睦を深め、体育会・クラブ活動等への支援をすること。

3 本会の事業については、幹事会の決議により会長が執行する。その結果を校友会会長に報告するものとする。

4 本会は、1項の他に次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福祉に関する事業
- (2) OB・OG会結成への支援
- (3) 名簿の管理
- (4) 講演会、発表会、および親睦会の開催
- (5) 現役学生、クラブ活動への支援
- (6) その他、1項の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員

(会員資格)

第5条

会員の資格は、体育会OB・OG会に所属する正会員であること。

(遵守義務)

第6条

会員は、校友会の定款、諸規則を遵守する義務と責任を負う。

第4章 役員

(役員)

第7条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 幹事 5名以上 50名以内 (会長、副会長、会計を含む)
- (5) 会計監査 2名以内

(顧問)

第8条

会に必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長、副会長の経験者の他に、会に特段の功績があった人で会長の推薦により幹事会で審議し会長が委嘱する。
- 3 顧問はその経験を活かして会長を支え、会活性化の原動力になること。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 顧問の選任および解任は、幹事会で審議する。

(選任等)

第9条

幹事は、各OB・OB会から選任する。

2 会長は、幹事のうちから幹事会において選任する。

3 選任された会長を、校友会の理事会に諮り校友会会长が委嘱する。

4 副会長、会計及び会計監査は、幹事のうちから会長が任命する。

5 幹事及び会計監査は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第10条

会長は、本会を代表し、会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代行する。

(任期と定年)

第11条

会役員の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。

2 会長、副会長は、就任時、満年齢で 75 歳未満とする。

3 補欠就任については、この法人の定款第 29 条を準用し、前任者の任期満了までとする。

(役員の解任)

第 12 条

次のいずれかに該当する場合、会長は幹事会の決議を経て校友会理事会の承認により、またその他の役員は幹事会の決議によって、解任することができる。

(1) この法人の定款又は諸規則に違反した時

(2) この法人の名譽を傷つけ、または目的に反する行為をした時

(3) その他正当な事由がある時

(報酬)

第 13 条

会役員は、無報酬とする。

第 5 章 幹事会

(幹事会)

第 14 条

幹事会は、幹事及び会計監査をもって組織する。

2 幹事会は、定時幹事会及び臨時幹事会とする。

3 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 幹事会は毎年事業年度終了時に決算書に関する事案で開催する。また本部社員総会終了時に幹事会を開催する。

(定時幹事会)

5 幹事会が感染症等で対面での活動ができない場合を考慮して、リモート（会議含む）での活動、書面審議（決済等を含む）を代替えとする。

(行事)

第 15 条

会としての行事を 1 年間に 2 回以上開催する。

(幹事会の招集)

第 16 条

会長は毎年 3 月と本部総会終了後に定時幹事会を招集する。また必要に応じて臨時幹事会を招集する。

ただし、第 14 条第 5 項による場合もある。

(幹事会の決議)

第 17 条

幹事会の決議は、幹事会の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

幹事会の決議内容は、下記の通り。

(1) 前年度の会事業報告、決算書の決議及び承認（校友会会长報告事項）

(2) 当年度の会事業計画、予算書の決議及び報告

(3) 会規則改廃の決議（校友会理事会承認事項）

(4) 会改廃の決議（会長報告事項）

(5) その他、会の目的を達成するための事項

ただし、第14条第5項による場合もある。リモートで決議をする場合、欠席者の議決権行使は議長に一任したものとする。

(報告会兼意見交換会の開催)

第18条

社員総会及び定時幹事会終了後、速やかに会員に対し報告会兼意見交換会を実施する。

(報告会兼意見交換会の内容)

第19条

報告会兼意見交換会は、下記のとおり。

(1) 社員総会の報告

(2) 前年度の事業、決算報告の決議及び承認

(3) 今年度の事業計画、予算の決議及び承認

(4) その他、会規約、活動目的に関する意見交換

(議事録)

第20条

幹事会は、議事録を作成し議長及び出席者のうち2名以上が記名押印のうえ、これを保存するとともに、その写しを校友会会长に提出する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第21条

会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 会設立時に保有する資産。

(2) 本部からの交付金。

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる果実及びその他の収入

2 会の資産は、会長が管理する。

(会計処理)

第22条

会の会計処理については、次のことを遵守しなければならない。

(1) 本部から交付された金銭（以下「交付金」という）については、本部の会計規則に基づき、本部会計に繰り入れ処理する。交付金については領収書をそえて3月末日までに校友会本部に提出する。

(2) 非営利性の会固有の催し等を会費制で実施する場合は、独立勘定会計として処理し、本部会計には合算しない。

(経費の支弁)

第23条

会に必要な経費は、会の資産を持って支弁する。

(会の決算書)

第24条

会の決算書は、幹事会の承認及び決議を経て、会長が決める。

2 会長は、前項の決算書について、会計監査の監査を受けたうえで、校友会会长に報告しなければならない。

(事業報告)

第25条

会の事業報告は、定時幹事会の承認及び決議を経て、毎年事業年度終了後、校友会会长に報告しなければならない。

第7章 会の廃止

(会の廃止)

第26条

会の廃止は、会長が幹事会の決議により校友会会长に報告しなければならない。

2 会設立の条件をみたすことができなくなった場合には、校友会理事会の決議により会は廃止となる。

3 会の廃止は、1項の報告を受けて校友会理事会の承認を得るものとする。

第8章 規則の改廃

(規則の改廃)

第27条

この規則の改廃は、幹事会の決議を経て、校友会理事会の承認を得るものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第28条

会の公告は、電磁的方法による。

第10章 補則

(会細則)

第29条

会は会規則のほか、会細則を設けることができる。

附 則

本規則は、令和4年4月1日から施行する。